

多様な性の在り方を巡る国公立大学の対応状況： 2019 年ウェブサイト公開情報の検討をもとに

加野， 泉
名古屋工業大学ダイバーシティ推進センター：特任准教授

<https://doi.org/10.15017/7343653>

出版情報：ポリモルフィア. 5, pp.100-106, 2020-03-03. Office for the Promotion of Gender Equality, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



研究ノート

多様な性の在り方を巡る国公立大学の対応状況 —2019年ウェブサイト公開情報の検討をもとに—

加野 泉

名古屋工業大学ダイバーシティ推進センター 特任准教授

1. はじめに

近年、教育、研究機関においても男女という性別を前提としない対応が求められている。2015年4月には文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が通知され、教育現場での配慮事例等が初めて具体的に示された。その後、2018年12月には、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)から、「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」が発行され、大学教職員を対象に、大学において必要な配慮や対応例が示されている。

こうした流れの中で、複数の大学が対応を開始し、多様な性の在り方を巡る配慮の理念と対応のためのガイドラインを公開している。これらの先行事例は、多くが在学中の当事者と慎重な議論を重ねて構築されたものであり、これから対応に着手する機関にとっては重要な参考資料となる。そのため、本稿では、国公立大学における多様な性を巡る取組状況を概観した上で、先行して公開されたガイドラインの内容を精査し、多様な性の在り方を巡る対応の2019年時点の到達点を確認する。

2. 大学における対応状況の概観

(1) 方法

各国公立大学公式ウェブサイトで公開されている情報をもとに、それぞれの大学で行われている取組を調査し分類した。情報検索の際には、各大学公式ウェブサイトのサイト内検索を利用し、「LGBT¹」、「SOGI²」、「トランスジェンダー」、「性的指向」、「同性愛」、「性自認」、「セクシュアルマイノリティ」、「性的マイノリティ」、「ハラスメント」、「人権」、「少数者」、「ガイドライン」、「相談窓口」の13語すべてを検索のためのキーワードとした。

なお、検索期間は、国立大学については、2019年5月14日から17日まで、公立大学については2019年5月21日から24日までであり、本稿で言及するのはこの間に各大学公式ウェブサイトに掲載されていた情報に限る。

(2) 公開されている取組事例

国立86大学のウェブサイトを調査した結果、取組を一つでも公開している大学が62校、上記の検索で該当する取組が確認できなかった大学が

24校であった。公開されている取組の事例は以下の①～⑪の11種類である。表1にウェブサイトで公開される取組の組み合わせと該当する国立大学数をまとめた。また、公立大学93校のウェブサイトで同様に検索した結果、取組を一つでも公開している大学が28校、該当する取組が確認できなかった大学が65校であった。ウェブサイトで公開されている対応は、①から⑪のうちの一つ、または、そのうちのいくつかを組み合わせたものであった。

●意識啓発・学生団体の活動支援

- ① セミナーの開催
- ② 当事者または支援者が組織する学生団体の活動の支援・公認

●トイレ・更衣室・学生寮、健康診断等、施設利用時の対応

- ③ 多目的トイレの場所をバリアフリーマップに表示
- ④ 更衣室、学生寮、健康診断について個別対応が可能であることを明示
- ⑤ LGBT/SOGIに配慮したトイレサインを定め使用
- ⑥ 多目的トイレを「だれでもトイレ」等に名称変更、当事者に案内

●相談窓口

- ⑦ LGBTに関する相談を受け付ける窓口を設置

●ガイドライン・理念方針の明示

- ⑧ 人権侵害・ハラスメントガイドラインにおいてLGBT等に言及
- ⑨ 男女共同参画・ダイバーシティ推進宣言内でLGBT/SOGI等対応の理念・指針を公開
- ⑩ 性自認および性的指向に関する基本方針を

公開

- ⑪ LGBT/SOGIなど、多様な性に焦点を絞ったガイドラインを公開し、配慮・対応方法を明示

(3) 国立大学における取組状況

取組をウェブサイトで公開している国立大学62校のうち、1件の取組のみが公開されている大学は20校であった。これら20校で行われているのは「①セミナーの開催」または、「②当事者または支援者による学生団体の支援・公認」であり、セミナー開催が、取組の第一歩として考えられていることがわかる。また、「②当事者または支援者が組織する学生団体の支援・公認」は、当事者が機関内で経験する困難や課題に関する情報収集の一助となると同時に、セクシュアリティの多様性について広く理解を求めるという大学の意思表示としても機能することが期待できる。

ガイドライン策定や基本方針の公開がない場合、在籍の当事者には機関としての指針、態度が見えないため、通常の学生相談窓口が設置されていても、相談したことによって起こりうる二次被害を恐れて利用できないことが多い。そのような環境下では、機関の中で当事者が遭遇する困難が顕在化せず、組織内での意識啓発の必要性も理解されにくい。ガイドラインや指針という形で意思表示をしていない大学で、①セミナー開催または、②学生団体支援が取組として公開されていることから、総合的な取組を開始する前段階として、これらの取組を通じて機関内の当事者の課題の顕在化が図られていると推察される。

次の段階として、複数の取組の実践を公開する大学では、①または②の取組に加えて、③から⑥

に挙げるトイレ、更衣室、健康診断、学生寮、施設関連の課題対応が組み合わせて行われている。また、こうした具体的な対応を公開する機関の多くは、「⑧人権侵害・ハラスメントガイドラインにおいてLGBT等に言及」、「⑨男女共同参画・ダイバーシティ推進宣言内でLGBT/SOGI等対応の理念・指針を公開」のいずれかが行われており、既存の人権保障ガイドライン、男女共同参画・ダイバーシティ推進宣言に加える形で、LGBT/SOGIにかかわるハラスメントへの注意喚起が行われて

いる。こうした意識啓発、施設利用での配慮、ハラスメントへの注意喚起がウェブサイトで公開されている機関は、国立大学では37校であった。

さらに意識啓発、施設利用の対応に加えて、LGBT/SOGIに特化したガイドラインを策定し、公開している大学は5校あり、そこでは「⑦LGBT/SOGIに関する相談窓口」が設けられている。また、これらの大学では、施設利用の対応に加えて、体育の授業時の服装の配慮、就職活動のフォローなど、対応の柔軟化と支援の幅の広がりがみられる。

表1 ウェブサイトで公開されている取組の組み合わせと該当する国立大学数

取組の内容（●が公開されている取組・①～⑩は具体的な内容）	大学数
取組に関する情報がウェブサイトで公開されていない	24校（28%）
●意識啓発・学生団体の活動支援（①②のいずれか一つ） ①セミナーの開催 ②当事者または支援者が組織する学生団体の活動の支援・公認	20校（23%）
●意識啓発・学生団体の活動支援（①②両方、またはいずれか一つ） ●トイレ・更衣室・学生寮、健康診断等、施設利用時の対応（③から⑥のうちの複数の組み合わせ） ③多目的トイレの場所をバリアフリーマップに表示 ④更衣室、学生寮、健康診断について個別対応が可能であることを明示 ⑤LGBT/SOGIに配慮したトイレサインを定め使用 ⑥多目的トイレを「だれでもトイレ」等に名称変更、当事者に案内 ●ガイドライン・理念方針の明示（⑧～⑩いずれか一つ） ⑧人権侵害・ハラスメントガイドラインにおいてLGBT等に言及 ⑨男女共同参画・ダイバーシティ推進宣言内でLGBT/SOGI等対応の理念・指針を公開 ⑩性自認および性的指向に関する基本方針を公開	37校（43%）
●意識啓発・学生団体の活動支援（①②両方、またはいずれか一つ） ●トイレ・更衣室・学生寮、健康診断等、施設利用時の対応（③から⑥のうちの複数の組み合わせ） ●体育実技の服装配慮、就職活動時のフォロー ●相談窓口 ⑦LGBT/SOGIに関する相談を受け付ける窓口を設置 ●ガイドライン・理念方針の明示 ⑪LGBT/SOGIなど、多様な性に焦点を絞ったガイドラインを公開し、配慮・対応方法を明示	5校（6%）

(4) 公立大学における取組状況

公立大学において、ウェブサイトで取組を公開しているのは93校中28校であり、「①セミナーの開催」、「②当事者または支援者が組織する学生団体の活動の支援・公認」という活動のいずれか一つの取組が公開されている大学が15校、両方が公開されていた大学が2校であった。また、「⑧人権侵害・ハラスメントガイドラインにおいてLGBT等に言及」が10校のウェブサイトを確認できたが、施設利用の対応が確認できるのはこのうち1校のみ、意識啓発セミナーの開催が公開されているのが、このうちの2校であった。

最も取組が深化しているとみられる「⑪LGBT/SOGIなどの多様な性の在り方に焦点を絞ったガイドラインを公開し、配慮・対応方法を明示」がウェブ上で確認できたのは、1校のみであった。この大学は「SOGIガイドライン」を公開し、相談窓口の設置、学生団体の支援、施設利用の対応について言及されている。

公立大学では、情報を公開している大学数が28校と限られており、表1のように類型化して分類することは難しいが、意識啓発、学生団体の活動支援と同様に、最初の取組として「⑧人権侵害・ハラスメントガイドラインにおいてLGBT等に言及」が行われていることが示唆される。

3. 先行する大学ガイドライン事例

(1) ガイドライン策定の概況

国公立大学における取組を概観した結果、当事者を巡る状況とニーズの把握や対応する取組が進んだ上で、LGBT/SOGIに特化したガイドラインが策定されていることがわかる。LGBT/SOGIに特化

したガイドライン策定は、多様な性の在り方を巡る大学の対応における現在の目標の一つであるといえよう。

2019年11月現在、LGBT/SOGIに特化したガイドラインを策定し、ウェブサイトで公開しているのは、国立大学では、筑波大学、群馬大学、名古屋大学、大阪大学、山口大学の5校、公立大学では大阪府立大学の1校である。

各大学とも共通して、「各個人の意思と選択を尊重する」ことを理念の柱として提示し、その実現のための方針を示す形式を採っている。方針としては「差別をしない」「修学・サービスの妨げを取り除く」という二つの軸が明示されており、その方針の下で、個人情報の保護の徹底、対応における関連する部局の連携協力、当事者が安心して相談できる場の確保と情報提供、組織内外での意識啓発が方策として挙げられる。

そして、筑波大学、名古屋大学のガイドラインでは、これらの方策について、当事者が直面する課題ごとにさらに具体的な対応状況を示している。また、LGBT/SOGIに特化したガイドラインだけでなく、学生相談や保健センター、ハラスメント相談窓口とは別に、LGBT/SOGIについての相談できる窓口が設置され、対象者の幅広い相談に一元的に対応できる体制を整えているのが、この2大学の特徴である。

このうち、筑波大学は上記6大学の中でも最も早い2017年3月にガイドラインを策定した後、寄せられた学生や教職員の声をもとに、2018年3月に改訂版を発行している。策定後に改訂を経ている大学は2019年11月時点では他にはないため、ここでは、最も先行しているガイドライン事例として筑波大学の「LGBT+等に関する筑波大

学の基本理念と対応ガイドライン」を取り上げ、多様な性をめぐる大学の対応の現時点での到達点を確認する。

（２）先行事例の内容

筑波大学のガイドラインでは、前項で触れた相談窓口のほか 1) 名簿や証明書類の氏名・性別情報の扱い、2) 授業、3) 学生生活、就職活動・キャリア支援における対応について詳しく示されている。

1) 名簿や証明書類の氏名・性別情報の扱い

氏名については、教育組織内で自認する性に基づく通称使用の申し立てをすることができる。ただし、不利益が生じた場合は自己の責任において対応すること、戸籍における氏名変更を進めるという条件を付すことにより、通称の使用を戸籍変更までの経過的措置としている。一方、性別は戸籍との一致が求められ、戸籍が変更されない限り学籍簿の性別変更は認められない。なお、性別情報は個人情報として慎重に扱われ、学生や教職員に配布する資料には性別情報を掲載しない、会議資料においても性別情報を伏せる、という対応がされている。さらに性別情報にアクセスする権限を持つ職員の範囲を限定し、該当者はLGBT等についての研修を受けることを推進している。

また、証明書類については、学位記、成績証明書、卒業（修了）見込証明書、在学証明書、在籍証明書等へは性別不記載とするとともに、大学に提出する諸書類のうち、性別記載欄があるものについては、記載が不可欠であるかを検討するとされている。

2) 授業

共通科目「体育」において、男女別要素がある

科目は、履修登録時に確認できるようシラバスにその旨を記載する対応が取られている。また、授業において性別でのグループ分けが不必要に行われることがないよう周知を図っている。更衣室、使用用具、学外実習、呼称については、相談に応じて可能な範囲で個別の対応が図られている。

3) 学生生活・就職活動

定期健康診断については、必要に応じて個別の対応を事前に相談できるとしている。また、学生宿舎に関する対応については、事前に相談が可能とされている。トイレ使用については、障害学生支援情報として、多目的トイレの場所がウェブサイトに掲載されている。

就職活動・キャリア相談については、LGBT/SOGIに関する相談の窓口を置くダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンターにおいて、キャリアカウンセラーが対応する。さらに、LGBT等マイノリティへの先進的な取組を行う企業と連携し、講演会やセミナーを開催し、組織内の啓発活動をするとともに、当事者を支援している。

1) から 3) に挙げた具体的な対応に加えて、2018年の改定では、当事者が自らの意思に基づいてセクシュアリティについて周囲の人々に知らせる「カミングアウト」への対応と、当事者の意思に反して、他者によって当事者のセクシュアリティを第三者に知らされる「アウティング」についての注意喚起がされている。また、付録として、当事者が必要な情報を得るための参考資料、相談の前に考えを整理するためのワークシート、周囲の人を対象とする啓発資料と対応の注意点が記さ

れている。

4. 多様な性を巡る対応の2019年時点での到達点

筑波大学のガイドラインから、氏名、性別情報の扱い、その他日常生活上の個別対応についての現時点での大学対応の到達点が見える。

氏名については個人の選択と責任のもとで、学内での通称使用が認められている。ただし、この通称使用の範囲は必ずしも明確に示されているわけではないため、現在は、最良の合意点を求めて模索される最中にあると考えられる。今後、通称使用によるリスクの精査を進めた上で、より明確に適用範囲を定めていく必要があろう。

また、性別については、戸籍上の変更を伴わない変更は認められていない。そのため、本人の意思に沿わない性別の公表を避けるため、性別情報は対外的な証明のため性別欄の記載が必要とされる場合にのみ記載する流れにある。さらに、教職員による学生の性別情報の扱いについても慎重な対応が求められるようになりつつある。

授業、学生生活、就職活動においては、個々にニーズが異なり、個別の対応や支援が求められるが、筑波大学は、専門窓口の開設によって適切な情報提供、当事者が安心して相談できる場、具体的な対応の実現を試みている。ここから、多様な性を巡る大学の対応の現時点の到達点として、通称使用の実現、文書上の性別情報取扱いの変化、多様な性に配慮した個別対応の実現を挙げることができよう。

5. 結びにかえて

本稿では、多様な性を巡る対応を進めていく過程で有用な情報を提供することを目的として、2019年時点での国公立大における対応の進捗を整理するとともに、先進的な取組を行う大学の事例から、大学の対応の到達点を検討した。

これらの先行事例は、各大学の当事者の課題やニーズ把握に応ずるものであり、ハラスメントやアウティングについての啓発、定期健康診断の個別対応など、すぐに導入を検討できる取組もある。しかし、先行的な取組を行う大学では、多くの場合、具体的な取組に着手できるように意識啓発と環境整備が進められてきた実績がその基礎にあり、取組の中には、啓発が不十分な環境で導入を急ぐとリスクを伴うものもある。たとえば、多目的トイレの位置情報をオープンに案内したり、オールジェンダーのトイレサインをつけることは、啓発が不十分な段階では、かえって当事者へのからかいやアウティング等の被害に結びつく危険もあり、十分な検討が必要である。

また、こうした取組の検討においては、多くの組織で当事者を巡る課題把握を進めていくとともに、すでに導入された取組の効果や判明した課題についての情報を共有していく必要がある。今後、機関横断的に課題と情報を共有できる場が求められる。

註

- 1 LGBTとは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつで

ある。

- 2 SOGIとは、SO: Sexual Orientation (セクシュアルオリエンテーション、性的指向)、GI: Gender Identity (ジェンダーアイデンティティ、性自認)を組み合わせた言葉である。好きになる相手の性、自分自身が認識する自分の性、いわゆる「心の性」は、すべての人が個々に持つアイデンティティであることから、少数派、多数派を区別せず全ての人々の性のあり方を尊重するという視点が含まれる。

謝辞

ウェブサイト検索による情報収集においては、名古屋工業大学ダイバーシティ推進センター研究支援員丹羽美智子氏にご協力いただいた。記して感謝したい。

参考文献

- 群馬大学 (2019) 「性の多様性 (LGBT / SOGI) に関する基本的考え」
http://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2019/04/danjyo_basic-ideas.pdf (2019年11月29日最終閲覧)。
- 独立行政法人日本学生支援機構 (2018) 「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」
https://www.jasso.go.jp/about/information/press/_icsFiles/afiedfile/2018/12/10/lgbt_shiryo.pdf (2019年11月29日最終閲覧)
- 文部科学省 (2015) 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afiedfile/2016/04/01/1369211_01.pdf (2019年11月29日最終閲覧)。
- 名古屋大学 (2018) 「LGBT等に関する名古屋大学の基本理念と対応ガイドライン」
http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/upload_images/20180822_lgbt.pdf (2019年11月29日最終閲覧)。
- 大阪大学 (2017) 「性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の多様性に関する基本方針」
<http://www.danjo.osaka-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/07/d7f408971ef2e8abe9>

1f1eab06277d37.pdf (2019年11月29日最終閲覧)。

- 大阪府立大学 (2017) 「SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) の多様性と学生生活に関わるガイドライン」
https://www.osakafu-u.ac.jp/osakafu-content/uploads/sites/428/guideline_sogi.pdf (2019年11月29日最終閲覧)。
- 筑波大学 (2018) 「LGBT+等に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン」
https://www.tsukuba.ac.jp/students/pdf/lgbt_guidline.pdf (2019年11月29日最終閲覧)。
- 山口大学 (2019) 「多様な性的指向と性自認 (SOGI) を尊重する基本理念と対応ガイドライン」
<http://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~ydp/sogiguilines.pdf#sogiguilines.pdf> (2019年11月29日最終閲覧)。